

欧州においては、欧州憲章および一般データ保護規則（GDPR）によって、パーソナルデータに関して、データ主体である個人の情報自己決定権を人権として保証しており、エストニアでは、すべての国民がインターネットに接続する権利が憲法上規定されている等、デジタル化に関する権利は社会的な権利もしくは人権として保証されるようになってきている。

そうした中で、国際的なデジタル市場の構築を通じた **Data Free Flow with Trust (DFFT)** の実現のためには、また、国内における信頼される官民でのデータ流通のためには、データの取扱いに関するルール策定が不可欠である。

データは、同時利用が可能であること、容易に複製可能であること、集積することで価値が増すこと、利用目的によって価値が変動すること等、有体物の財とは異なる特徴を有する。そのため、排他的所有を前提とする、有体物とは異なる扱いを要する。

類似の取り扱いがなされているものとして、特許権や著作権等の知的財産権があり、（特に人工知能を用いた）データに関する知的財産権に関しては、近年の知財関連法規の改正や不正競争防止法の改正で、一定の対応がなされているものの、他者との共有を前提に一定の条件のもとで利用できる「限定提供データ」等、従来の所有財の延長での「共有」に関するルールに留まっている。

また、個人情報保護法制においては「共同利用」の枠組みはあるものの、個人情報取扱事業者への規制（個人の同意のルール含む）が中心であり、必ずしもデータそのものの取り扱いの規定が十分にはなされていない。そこで、以下のように提案する。

1. 「データ共同利用権」（仮称）を設定し、データへのアクセスを推進するとともに、データによる価値創出を促進すること。

2. 「データ共同利用権」（仮称）の対象となるデータは、気象データ等オープンデータとして取り扱うべきデータの他、パーソナルデータも含めたものとする。

3. 「データ共同利用権」（仮称）に基づくパーソナルデータの取り扱いに関しては、GDPR 等の国際的なルールもふまえ、個人の権利を保障し、プライバシーのリスクが最小化されるよう、暗号化等の適切な安全管理措置を行うこと。

4. 「データ共同利用権」（仮称）の実施のために、データへの第三者からの一定条件でのアクセスと利用を可能とするような、データポータビリティの担保もしくは API 連携の義務化を行うこと。

5. 「データ共同利用権」（仮称）にもとづくデータ利活用之际には、物権や知的財産権における「共有」という排他的支配ではなく、データへのアクセス※と、生み出された価値/利益の還元の視点を中心に規定すること。そのため、可能な限り本人やデータ提供者への利益還元を行うこと。

※ ゲノム情報の取扱いに関する国際的な協力組織である GA4GH（Global Alliance for Genomics and Health）では、研究者内での **Data Sharing** から **Data Visiting**（データを提供するのではなく利用のためにデータ保有者へのアクセスを可能とし結果を持ち帰ること）によってプライバシーを保護しつつデータによる価値実現の推進を行っている。

6. 「データ共同利用権」（仮称）は、データ主体（本人）の同意やプラットフォーム事業者や公的機関等のデータホルダーによる許諾だけに基づくものではなく、データ取得方法、データの管理主体、データの利用目的等に鑑みて相当な公益性がある場合※に、データ利用を認めるものとする。

※ 既に、がん登録法においては、同意に基づかない政策目的でのデータ収集・利用がなされており、2019 年の高確法、介護保険法、健康保険法改正では、NDB と介護 DB の連結解析と相当な公益性がある場合の第三者提供が認められている。

7. 上記の実現のために、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（「IT 基本法」）その他、関連する法律において「データ共同利用権」（仮称）等の規定を導入し、民法や知的財産権各法等においても「データ共同利用権」（仮称）等を前提とした運用を可能とするよう検討を行うこと。